

# 群馬県立県民健康科学大学学長選考等に関する規程

[平成30年4月1日群馬県立県民健康科学大学学長選考会議規程第1号]

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第11条第9項の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学（以下「大学」という。）の学長の選考、任期及び解任手続等に関し、必要な事項を定める。

(選考)

第2条 学長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出たとき
- (3) 学長が欠けたとき
- (4) 学長が解任されたとき

2 前項第1号の場合は任期満了の日の30日前までに、第2号、第3号及び第4号の場合は当該事実が生じた後速やかに選考を行うものとする。

(選考の基準)

第3条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するものでなければならない。

(学長候補者)

第4条 群馬県立県民健康科学大学学長選考会議（以下、「学長選考会議」という。）は、次の各号に掲げる者を学長候補者とする。

- (1) 経営審議会委員から学長選考会議に対して書面で推薦された者
- (2) 教育研究審議会委員から学長選考会議に対して書面で推薦された者
- (3) 大学の常勤職員10人以上から学長選考会議に書面により推薦された者
- (4) 学長選考会議委員から学長選考会議に対して書面により推薦された者

2 前項第3号の規定により推薦を行う者は、自らを学長候補者として推薦できないものとする。

(選考方法)

第5条 学長選考会議は、前条の学長候補者に、学長就任の意思、学長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行い、学長の選考を行うものとする。

(選考結果の通知)

第6条 学長選考会議は、選考結果を理事長に通知する。

(解任の申出)

第7条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、学長の解任を理事長に申し出ることができる。ただし、学長の解任の申出に当たっては、群馬県立県民健康科学大学学長選考会議規程（以下「学長選考会議規程」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

- (1) 学長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 学長に職務上の義務違反があるとき
- (3) その他学長たるに適しないと認めるとき

(解任請求等)

第8条 学長選考会議は、前条各号に該当するおそれがある場合には解任について審議を行うことができるほか、次の各号に掲げる解任請求があった場合においても、速やかに審議を行う。

- (1) 経営審議会又は教育研究審議会が、学長の解任請求を議決し、学長選考会議に対して、解任すべき理由を付した書面により解任請求を提出したとき
- (2) 法人の常勤の職員の3分の1以上に当たる者が、学長選考会議に対して解任すべき理由を付した書面により解任請求を提出したとき
- (3) 学長選考会議の委員の3分の1以上に当たる者が、学長選考会議に対して解任すべき理由を付した書面により解任請求を提出したとき

(意見陳述の機会の付与)

第9条 学長選考会議は、前条の審議に当たり、学長に意見陳述の機会を与えなければならない。

(審議結果の通知)

第10条 学長選考会議は、解任に関する審議の結果を理事長に通知する。

(学長の任期)

第11条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再選による任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、学長の選考及び解任手続に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年4月1日に就任する学長の選考、任命及び任期については、定款附則第2項及び第4項の規定によるものとする。